

## 議案第63号

佐野市印鑑条例の改正について

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年3月6日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例

佐野市印鑑条例（平成17年佐野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中「法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第63号参考資料

佐野市印鑑条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（<u>公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</u>）を使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>